

令和5年9月6日

佐倉市議会議長 岡村 芳樹 様

佐倉市議会議員 宇田 みおこ

発言訂正申出書

令和5年佐倉市議会8月定例会9月5日の会議において、一般質問の下記発言は、不適切なため訂正したいので議長の許可を得たく、佐倉市議会会議規則第63条の規定により申し出ます。

記

1. 訂正すべき発言（下線部分）

去る8月22日、議会運営委員会において、陳情の取扱いについて見直し案が①さくら会から提案され、8月議会最終日の議会運営委員会において決定する予定でございます。これまで佐倉市議会では、請願と陳情を同様に取り扱ってきました。陳情の取扱いに関して、丁寧な佐倉市議会の現状を、一部の特殊な案件を理由に、市民からの陳情を受けるシステムの改悪ともいうべき、変更をすることは、住民自治の観点からも、佐倉市議会が地方自治を放棄するに等しいことと私個人は考えております。陳情の取扱いに関して、各議員が、②いま一度慎重にお考えいただけますよう、この場をお借りして、心からお願い申し上げます。

【訂正後】

- ① 委員長
- ② 慎重に再考すべきというのが私の考えです。